

子育て世帯

新潟市への
Uターン・Iターンを
考えている方へ

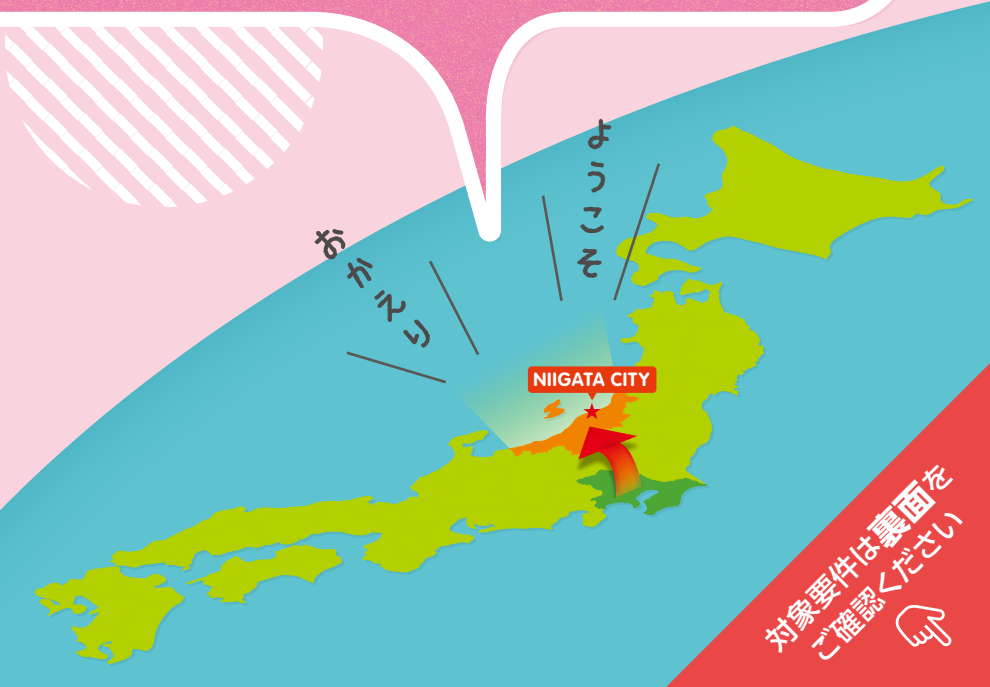
お子さんと一緒に
テレワーク移住を
考えている方へ

子育て世帯移住・就業等支援金

東京圏 から
新潟市への移住で

50万円 交付

18歳未満の者を帯同して本市に移住してきた者に50万円交付



対象要件は裏面を
ご確認ください



以下の要件を満たす移住で

50万円の交付

1. 移住元に関する主な要件

- 住民票を移す直前の10年間のうち、**通算5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと**

かつ

- 住民票を移す直前に、**連続して1年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと**

※条件不利地域についてはHAPPYターンサイトの移住支援金のページをご確認ください。

2. 転入先に関する主な要件

- 本支援金の申請時に、新潟市に住民票を移して**転入後1年以内**であること
- 本支援金の申請日から5年以上、新潟市に継続して居住する意思があること

など

※申請日から**3年未満**で新潟市から転出した場合、本支援金の**全額返還**が求められます。

※申請日から**3年以上5年以内**で新潟市から転出した場合、本支援金の**半額返還**が求められます。

3. 仕事等に関する主な要件

就業 **専門人材** **起業** **テレワーク** **関係人口** のいずれかの要件を満たすこと

就業の場合

- 就業先が、新潟県の「**企業情報ナビ**」内の**マッチングサイト**に**移住支援金の対象として掲載している求人**で**新規雇用**であること
- 週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて移住支援金の対象法人に就業していること
- 当該法人に、本支援金の申請日から**5年以上、継続して勤務する意思**があること

など

「企業情報ナビ」内マッチングサイト



<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>

専門人材の場合

- プロフェッショナル人材事業** 又は **先導的人材マッチング事業** を利用した**就業** で **新規雇用** であること
- 週20時間以上の無期雇用契約** に基づいて就業していること

など

起業する場合

- 新潟県が実施する起業支援事業に係る**起業支援金の交付決定を受けている**こと

テレワークの場合

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと**

NEW **週20時間以上** テレワークを実施していること

関係人口の場合

【令和7年3月31日以前に転入された方】

- 新潟市に住民票を移す直前1年以内**に、以下のイベントいずれかに参加したこと

▶ 本市が首都圏で開催する移住セミナー ▶ 本市が開催する移住者交流会 ▶ 本市が関係人口創出事業に認定した事業

【令和7年4月1日以降に転入された方】

NEW **新潟市に移住する前に**、新潟市や新潟市の地域の人々と、関りを有する者であり、次のいずれかの事項に該当すること

- ▶ 農林水産業に就業していること
- ▶ 家業等へ就業していること

※「起業する場合」以外の要件は、申請日から**1年以内**に支援金の**対象の職を辞した場合**、本支援金の**全額返還**が求められます。

上記の要件を満たし、**18歳未満の者を帯同して移住した場合、50万円の交付**があります。

※申請書の受付は、各年度4月～2月(3月は申請不可)

※新潟市移住支援金交付要綱第13条及び新潟市移住促進特別支援金交付要綱第11条に基づき、「移住支援金」及び「移住促進特別支援金」の交付を受けた者は、子育て世帯移住・就業等支援金の交付を受けることは出来ません。

※上記以外の要件については、ホームページにてご確認ください。 <https://iju.niigata.jp/kosodatesetaiijusienkin>

このチラシについての
お問い合わせ

新潟市 雇用・新潟暮らし推進課 ☎025-226-2149

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5F [メールアドレス] koyo@city.niigata.lg.jp

事業の詳細・申請書の
ダウンロードは
こちらから

